

空き店舗新規出店者経営支援事業

商店街の賑わいづくりを促進するため、市内商店街等にある空き店舗を活用して新規出店する方に対し、経営支援を行います。

補助内容 ・新規出店にかかる店舗改装費の3分の2（上限100万円）
・店舗賃借料の3分の2（上限60万円）

対象者（以下のすべてを満たす方）

- ①平成29年4月1日以降、空き店舗に入居し、かつ開業しようとする方
 - ②つがる市内において開業する方
 - ③小売業、卸売業、飲食業およびサービス業（対象外の業種等ございますので、詳しくはお問合せください。）
 - ④新規に12カ月以上継続して営業できる方
- ※このほかにも要件があります。詳しくはお問い合わせください。

募集期間 第1次募集・・・5月22日(月)～6月23日(金)→7月審査・交付決定
第2次募集・・・7月31日(月)～9月29日(金)→10月審査・交付決定
第3次募集・・・10月30日(月)～12月22日(金)→平成29年1月審査・交付決定

【申し込み・問い合わせ先】 つがる市商工会 電話42-2449 <http://www.aomorishokoren.or.jp/shokokai/tugaru/>
つがる市商工観光課 電話42-2111（内線431）

新たな農業委員会制度が始まります！

市農業委員の現任期は平成30年2月10日までですが、それ以降の農業委員は公職選挙法による選出ではなくなります。新農業委員の任命に当たっては、公募や推薦を行い、選考委員会が審査し市長が議会の同意を得て任命する制度となります。

新農業委員会制度では、農業委員の年齢や性別などにこだわらないように、認定農業者や女性・青年の登用に向けた機運を高めることを目的としています。

●今後の予定としては

- ①6月議会での条例の改正
- ②農業委員の推薦・公募を周知（広報、ホームページなど）
- ③選考委員会の設置
- ④農業委員の推薦・公募を実施（8月～9月）募集期間は約1ヶ月
- ⑤候補者の選考（10月～11月）
- ⑥市長が選考委員会の報告を参考に候補者を決定し、12月議会で同意を得て委員を任命する。
- ⑦新農業委員の任期が30年2月11日より33年2月10日までとなります。

※詳しい募集方法等については随時、広報およびホームページなどでお知らせします。

【問い合わせ先】 農業委員会事務局 電話25-3820

教育資金利子補給金申請受け付けについて

対象者（以下のすべてを満たす方）

- ①平成28年度に大学（専門学校除く）において教育を受けた方の保護者または大学を卒業した方の保護者
 - ②市内に住所を有し、引き続き3年以上市内に在住する方
 - ③世帯全員の前年度の市税を完納している方
- ※休学または退学した場合は補助対象外となります。

世帯の年間合算総所得金額

・1人在学の場合・・・500万円以下 ・2人以上在学の場合・・・750万円以下

補助対象（在学生1人当たり）

株式会社日本政策金融公庫、つがる市の指定金融機関および教育委員会が認める金融機関等から借入資金限度額300万円以内で利率年3%以内での計算利息額

※平成28年度（28年4月～29年3月）実支払い利息額以内を補助します。

提出書類（申請書へ添付）

- ①在学証明書または卒業証明書（28年度卒業者）
- ②平成29年度所得証明書（一緒に住んでいる家族の分）
- ③納税証明書（非課税の方は非課税証明書）
- ④借用証書の写し
- ⑤償還計画表の写し
- ⑥利息支払い領収書の写し（通帳引き落としの写しまたは金融機関発行の利子支払証明書）

※申請書は教育委員会にありますので提出書類、印鑑を持参の上お越しください。

受付期間 6月1日(木)～6月30日(金)

【受け付け・問い合わせ先】 教育委員会 教育総務課 電話49-1201（内線21）